

# あなたの家は大丈夫ですか？ 空き家になったら適正な管理を！

放置し続け、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家<sup>※1</sup>

↓ 市が認定・指導・勧告

固定資産税の住宅用地特例<sup>※2</sup>が解除されます。

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家等および管理不全空家等

※2 住宅用地の固定資産税が最大1/6に減額

空き家の適切な管理は、その所有者や相続人の責務です。

↓ 空き家を有効活用しましょう！

## 空き家バンクに登録しませんか？

空き家を  
売りたい方  
貸したい方



家をお探しの方

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」希望者の橋渡しを市が行い、移住・定住および空き家対策の推進を図る制度です。

**登録に係る手数料不要！ リフォーム助成金制度もあり！**

茂原市 空き家バンク

検索



▲ウェブページ

問合せ 建築課（8階） ☎ (20)1588 FAX (20)1606

## 固定資産税の家屋調査について

建物を新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。その課税の基礎となる評価額を算出するため、家屋の「現地調査」または「図面等による書類調査」を行います。

### 家屋調査の流れ

- ①対象となる家屋の所有者に日程調整のご連絡をします。
- ②調査当日は職員が訪問し、家屋内を直接確認、または図面等をお借りして評価を行います。  
なお、図面等で確認できない事項は、目視により確認することがあります。  
※職員は「固定資産評価補助員証」を必ず携帯しています。

### 家屋を取り壊したときは届け出を

登記をしている家屋を取り壊したときは、法務局で建物滅失登記を行ってください。  
登記をしていない（未登記）家屋の場合は、資産税課へ家屋滅失届出書の提出をお願いします。  
※年の途中で取り壊した場合でも、基準日となる一月一日現在に家屋が存在していた場合、その翌年度の固定資産税は全額課税されます。（月割等による減額はありませぬ）

問合せ 資産税課（2階） ☎ (20)1579 FAX (20)1609